

第1回都留市地域クラブ活動推進協議会

令和5年6月13日

都留市教育委員会

生涯学習課・学校教育課

議題① 都留市地域クラブ活動推進協議会について

都留市地域クラブ活動推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 都留市立中学校(以下「中学校」という。)の生徒に望ましい部活動の環境の構築及び中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、都留市地域クラブ活動推進協議会(以下「地域協議会」という。)を置き、中学校における部活動の段階的な地域移行について検討する。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学校部活動の地域移行に必要な事項に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者(都留文科大学及び健康科学大学)
- (2) 中学校校長及び教諭代表
- (3) 都留市スポーツ団体代表
- (4) 都留市文化団体代表
- (5) 都留市PTA連合会代表
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長と副会長各1人を置き、会長は教育長、副会長は中学校校長の代表とする。

2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会務を執行する。

4 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 地域協議会の事務局は、教育委員会学校教育課及び生涯学習課の職員をもって組織する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。

議題① 都留市地域クラブ活動推進協議会について

都留市地域クラブ活動推進協議会 名簿

個人情報になるため、個人名や所属等は削除しました。

委員は、次の方々です。

学識経験者（大学教授2名）

都留市スポーツ協会より1名

都留市文化協会から1名

都留市アスリート倶楽部より1名

都留市PTA連合会より1名

都留市内3中学校長

都留市教職員代表2名（運動部顧問代表・文化部顧問代表）

都留市教育委員会（教育長、学校教育課3名、生涯学習課5名）

議題① 都留市地域クラブ活動推進協議会について

都留市地域クラブ活動推進協議会 年間活動予定

時期	活動予定
4月	推進協議会の開催準備、学校・関係団体等との打合せ、モデル事例研究の準備
5月	第1回推進協議会事前打ち合わせ開催、保護者代表者への説明、教師の兼業兼職に係る説明会の実施（各中学校代表者）、モデル事例研究の準備
6月	第1回推進協議会開催 、モデル事例研究の開始、関係団体への説明、教師の兼業兼職に係る説明会の実施（各中学校）、保護者への説明（各中学校）、できるところから段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを検討
7月	できるところから段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを検討
8月	できるところから段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを検討
9月	第2回推進協議会事前打ち合わせ開催（中間まとめ、課題の検討）、できるところから段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを検討
10月	第2回推進協議会開催 、できるところから段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを検討
11月	できるところから段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを検討
12月	できるところから段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを検討
1月	第3回推進協議会事前打ち合わせ開催（成果報告、来年度に向けた課題等）、できるところから段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを検討
2月	第3回推進協議会開催 、できるところから段階的に休日の部活動を地域クラブ活動へ移行することを検討
3月	事業完了報告書・成果報告書等の作成

準備ができ次第、実施すること

- ・関係団体のコーディネーター研修会の開催
- ・地域指導者向け研修会の開催
- ・総合型地域スポーツクラブ・文化クラブ活動の環境整備
- ・生徒・保護者のアンケートの実施（県アンケート実施の場合は実施しない）

* 国及び県からの指示により、活動予定を変更する場合がある。
* 関係者間で緊急に協議すべき事項が発生した場合は、臨時の推進協議会を開催する。

議題② 地域クラブ活動の体制整備（部活動の地域移行）の経緯

【これまでの部活動】

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（部活動顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒同士の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

議題② 地域クラブ活動の体制整備（部活動の地域移行）の経緯

【部活動の現状と課題】

少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が難しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

（少子化の進行による影響、休日も含めた指導等を担う教師の業務負担の増大など）

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

議題② 地域クラブ活動の体制整備に向けて（国の動向）

【令和元年11月・12月】

中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘される。

【令和2年9月】

文部科学省から、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、令和5年度以降、段階的に休日の部活動を学校部活動から地域部活動へ移行していくことが方向性として示された。

【令和4年6月・8月】

スポーツ庁・文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議における提言がまとめられ、令和5年から令和7年度末までの3年間（改革集中期間）を目途に、休日の部活動を地域移行していくことの方向性が示された。

【令和4年12月】

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が、全面的に改定された。学校部活動の地域移行は、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す。令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

議題② 国の検討会議における提言概要

【目指す姿】

①少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。

（このことは、学校の働き方改革を推進し、学校の教育の質も向上）

②スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質を持つ文化である。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創りを目指す。

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものであり、地域移行を契機に生徒や保護者等が地域の文化芸術活動に参加し、地域における文化芸術の発展を主体的に形成する。さらには地域社会を豊かにすることにつながる。

（部活動の教育的意義の継承・発展、新しい価値の創出）

③地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保する。

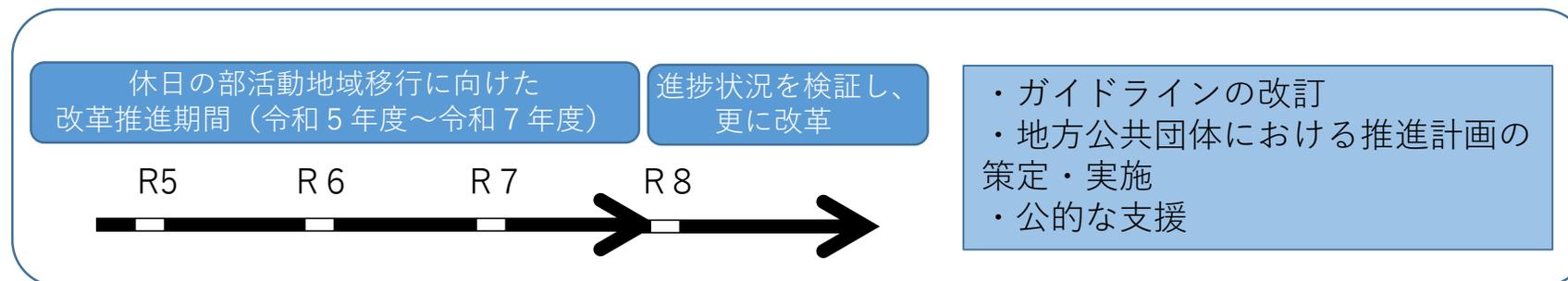
（スポーツ・文化芸術団体等の組織化、指導者や施設の確保など）

議題② 国の検討会議における提言概要

【改革の方向性】

- ① まずは、休日の部活動から段階的に移行していくことを基本とする
- ② 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途に改革推進期間とする
- ③ 平日の運動部の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する
- ④ 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- ⑤ 地域のスポーツ・文化芸術団体等と学校との連携・協働を推進する

※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識する



議題② 地域クラブ活動の体制整備に向けて（県の動向）

（運動部の動向）

令和3年度から令和6年度まで、南アルプス市立櫛形・八田中学校の先進事例を進めていくこととしている。（やまなしモデルの構築）

【令和4年度】

- ・運営団体組織づくり

【令和5年度】

- ・運営団体組織づくり
- ・南アルプス市立中学校の一部の競技において地域クラブ活動開始
- ・市町村における地域スポーツクラブ活動の体制整備の手引きの策定
- ・山梨県地域スポーツクラブ活動推進協議会の開催

【令和6・7年度】

- ・運営団体組織づくり
- ・全市町村の一部の中学校・競技において地域クラブ活動開始

【令和8年度～】

- ・全市町村の全ての中学校・競技において部活動の地域移行へ

議題② 地域クラブ活動の体制整備に向けて（市の対応）

【令和4年度】

- ・ 地域クラブ活動の体制整備に向けた準備を開始
（予算・推進体制の整備・コーディネーターの人材確保など）
- ・ 県内先進自治体（韮崎市ほか）の取組視察
- ・ 都留市スポーツ協会より、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について、各種団体と連携を図りながら積極的に協力していくことの意味表明を受ける。

【令和5年度】

- ・ 「都留市地域クラブ活動推進協議会」を設置し、本市における地域クラブ活動の推進（部活動の地域移行）に向けた在り方等を検討する。
- ・ モデル実践研究を実施する。

【令和6・7年度】

- ・ 休日の部活動において、段階的移行を目標とする。

【令和8年度】

- ・ 全中学校において、休日の部活動の地域移行完了を目標とする。

議題② 地域クラブ活動の体制整備に向けて（国・県・市）

	国	山梨県	都留市
H30	<ul style="list-style-type: none"> ● 3月（スポーツ庁）、12月（文化庁） 「運動部・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3月 「やまなし運動部活動ガイドライン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都留市立中学校部活動ガイドライン策定（4月1日から適用） ・ 都留市立中学校部活動等指導員取扱要綱施行
H31 R1	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月（中教審答申） 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 ● 11月（衆議院）12月（参議院） 公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 7月 「やまなし文化部活動ガイドライン」策定 	
R2	<ul style="list-style-type: none"> ● 9月（文部科学省） 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について 		
R3	<ul style="list-style-type: none"> ● 2月 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業等の取扱い等について 		
R4	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月（スポーツ庁）、8月（文化庁） 「運動部・文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言 ● 12月（文部科学省） 「平成30年策定、運動部と文化部活動ガイドラインを統合し、総合的なガイドライン」に改定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運営団体組織づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域クラブ活動の体制整備に向けた準備を開始
R5	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた改革推進期間（R5～R7） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 運営団体組織づくり ◆ 南アルプス市立中学校の一部競技において休日の地域部活動化 ◆ 市町村における地域スポーツクラブ活動の体制整備の手引きの策定 ◆ 山梨県地域スポーツクラブ活動推進協議会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域クラブ活動の体制整備 ・ 都留市地域クラブ活動推進協議会の開催 ・ モデル実践研究

議題② 事務局が想定するスケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<p>国 (スポーツ庁・文化庁)</p>	地域移行に関する検討会議提言	休日部活動の段階的な地域移行の開始 (改革推進期間)			進捗状況を検証し、更に改革
<p>県 (山梨県教育委員会)</p>	運営団体組織づくり	<p>運営団体組織づくり</p> <p>南アルプス市立中学校の一部競技において休日部活動の地域移行</p> <p>本市を含む8市町による地域スポーツクラブ活動体制整備事業・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業・部活動指導員の配置支援事業</p>	<p>運営団体組織づくり</p> <p>全市町村の一部の中学校・競技において休日部活動の地域移行</p>	全市町村の一部の中学校・競技において休日部活動の地域移行	全市町村の全中学校・競技において休日部活動の地域移行 進捗状況を検証し、更に改革
<p>市 (都留市教育委員会)</p>	<p>地域クラブ活動推進協議会の準備</p> <p>県内先進自治体（韮崎市など）の取組視察</p>	<p>地域クラブ活動推進協議会開始（活動方針等の決定）</p> <p>地域スポーツクラブ活動体制整備事業・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業・部活動指導員の配置支援事業</p> <p>モデル実践研究（軟式野球）</p> <p>学校・関係団体等への説明</p>	<p>休日部活動の段階的な地域移行（運動部・文化部）</p> <p>モデル事業の検証</p> <p>実態や状況に合わせ毎年改善</p>	<p>休日部活動の段階的な地域移行（運動部・文化部）</p> <p>実態や状況に合わせ毎年改善</p>	休日部活動の地域移行の開始

議題③ 令和5年度 部活動調査（運動部）

都留一中		都留二中		東桂中	
部活動名	外部指導者等配置	部活動名	外部指導者等配置	部活動名	外部指導者等配置
①野球		①野球		①野球	
ソフトテニス (②男 ③女)	女	ソフトテニス (②男 ③女)		ソフトテニス (②男 ③女)	
バレーボール (④男 ⑤女)	女	バレーボール (④男 ⑤女)		バレーボール (④女子)	女
バスケットボール (⑥男 ⑦女)	女	バスケットボール (⑥男 ⑦女)		バスケットボール (⑤男 ⑥女)	
卓球 (⑧男 ⑨女)		⑧卓球		卓球 (⑦男 ⑧女)	男女
⑩相撲 (季節部)		⑨弓道		⑨サッカー	
⑪新体操 (学校外)	女	⑩剣道	男女	⑩陸上競技 (季節部)	
⑫陸上競技 (季節部)		⑪陸上競技 (季節部)		⑪空手 (季節部)	
		⑫相撲 (季節部)			
		⑬ラグビー (季節部)	男女		
部活動数 1 2	4	部活動数 1 3	2	部活動数 1 1	2

議題③ 令和5年度 部活動調査（文化部）

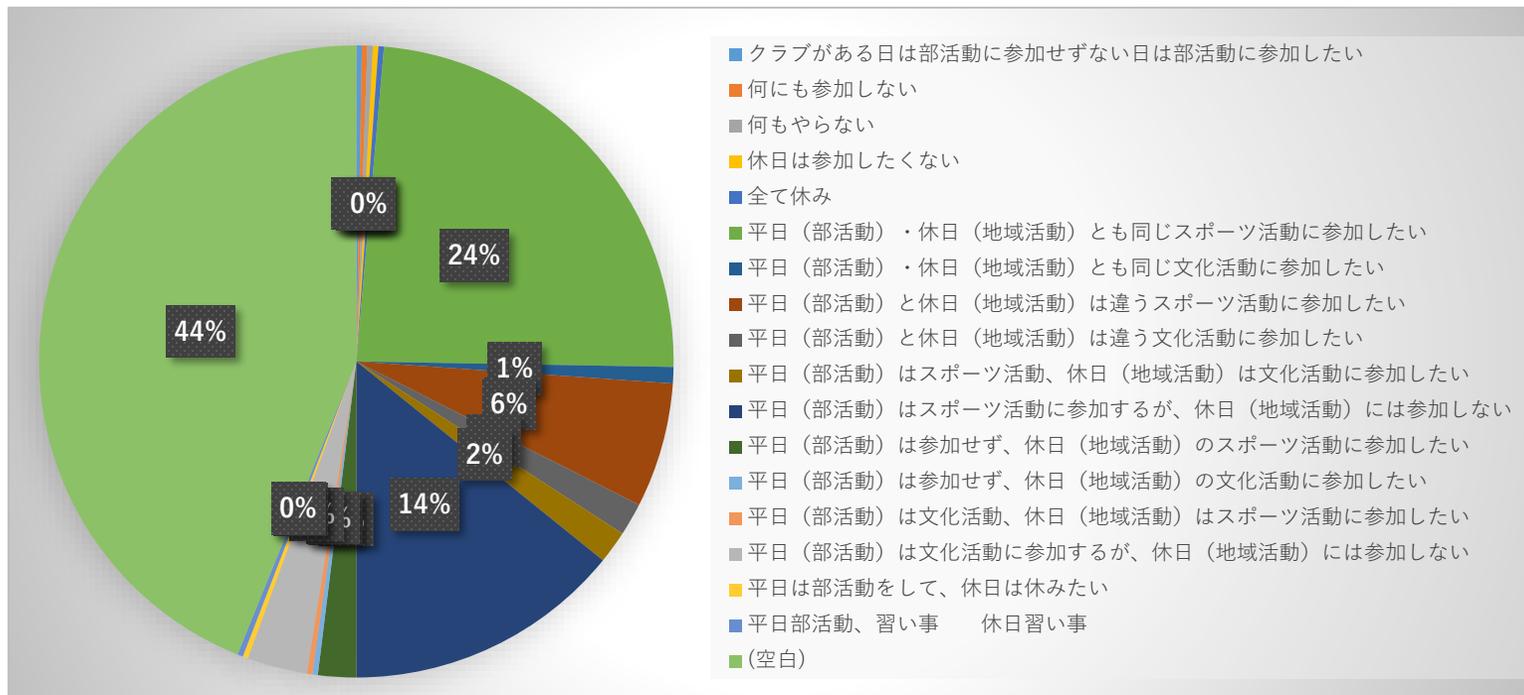
都留一中		都留二中		東桂中	
部活動名	外部指導者等配置	部活動名	外部指導者等配置	部活動名	外部指導者等配置
①吹奏楽部		①吹奏楽部		①音楽部	
②文芸部		②文化部		②桂鮎部	
③すみよし部		③21世紀部			
部活動数 3		部活動数 3		部活動数 2	

令和5年度 部活動数（合計）

学校名	都留一中		都留二中		東桂中	
	部活動数	外部指導者等の人数	部活動数	外部指導者等の人数	部活動数	外部指導者等の人数
運動部	12	4	13	2	11	2
文化部	3	0	3	0	2	0
合計	15	4	16	2	13	2

議題③ 児童生徒のニーズ（小学5・6年生のアンケート結果から）

あなたは、中学校に入学したらスポーツ・文化活動にどのように参加したいと考えていますか？	データの個数 / ID
クラブがある日は部活動に参加せず、ない日は部活動に参加したい	1
何にも参加しない	1
何もやらない	1
休日は参加したくない	1
全て休み	1
平日（部活動）・休日（地域活動）とも同じスポーツ活動に参加したい	86
平日（部活動）・休日（地域活動）とも同じ文化活動に参加したい	3
平日（部活動）と休日（地域活動）は違うスポーツ活動に参加したい	23
平日（部活動）と休日（地域活動）は違う文化活動に参加したい	6
平日（部活動）はスポーツ活動、休日（地域活動）は文化活動に参加したい	6
平日（部活動）はスポーツ活動に参加するが、休日（地域活動）には参加しない	51
平日（部活動）は参加せず、休日（地域活動）のスポーツ活動に参加したい	7
平日（部活動）は参加せず、休日（地域活動）の文化活動に参加したい	1
平日（部活動）は文化活動、休日（地域活動）はスポーツ活動に参加したい	1
平日（部活動）は文化活動に参加するが、休日（地域活動）には参加しない	11
平日は部活動をして、休日は休みたい	1
平日部活動、習い事 休日習い事	1
(空白)	158

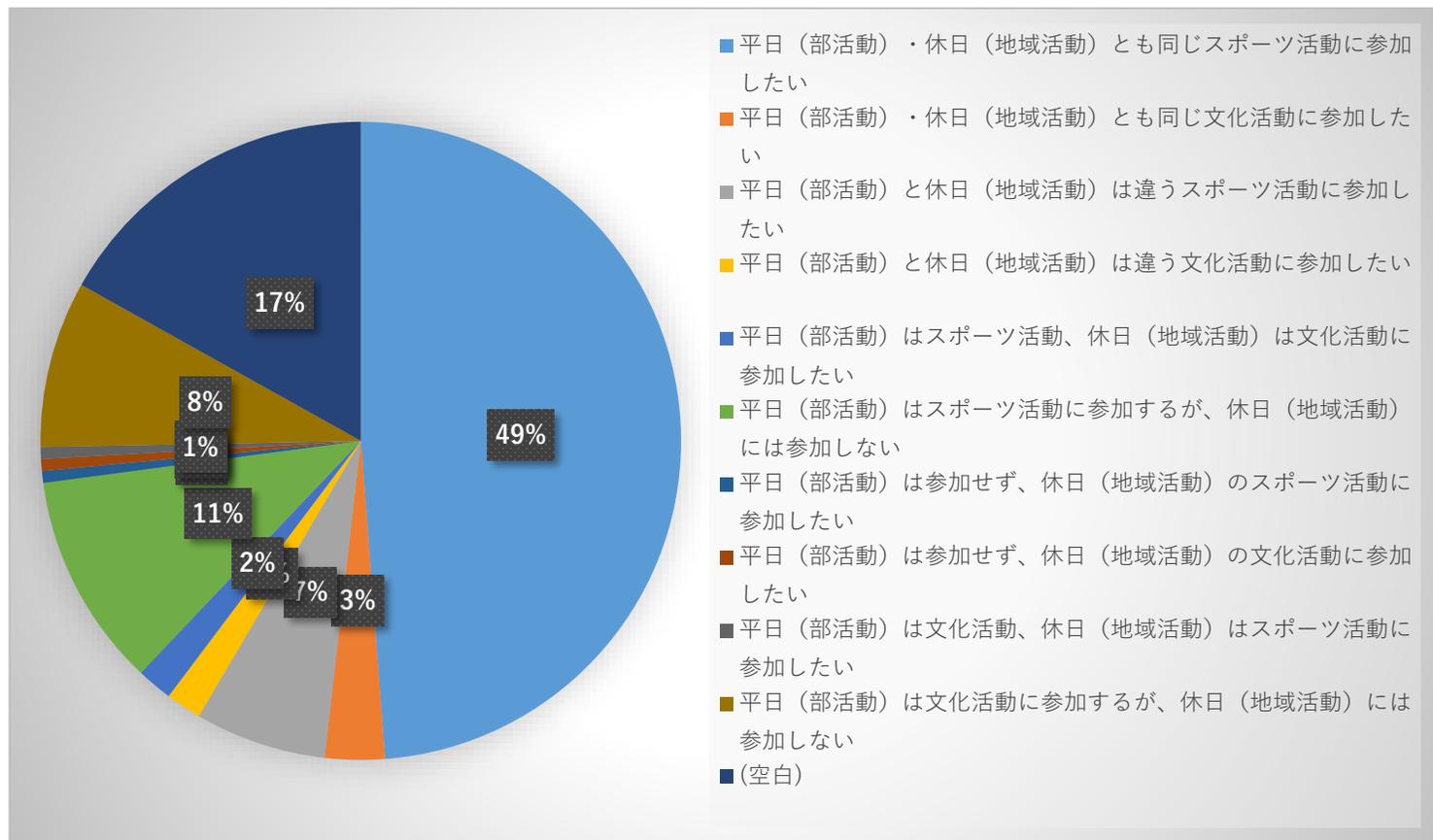


回答があった小学5・6年生（全児童数360人）は、202人、56%であった。（ ）内は回答のあった202人に対する割合。

- ①86人、24%（42%）は、平日（部活動）休日（地域活動）ともに同じスポーツへの参加を希望している。
- ②51人、14%（25%）は、平日はスポーツに参加するが、休日には参加しないという希望を持っている。
- ③23人、6%（11%）は、平日と休日で違うスポーツに参加したいという希望を持っている。
- ④文化活動（平日・休日とも）への参加希望は少ない。

議題③ 児童生徒のニーズ（中学1年生のアンケート結果から）

今後のスポーツ・文化活動について、どのように参加したいと考えていますか？	データの個数 / ID
平日（部活動）・休日（地域活動）とも同じスポーツ活動に参加したい	81
平日（部活動）・休日（地域活動）とも同じ文化活動に参加したい	5
平日（部活動）と休日（地域活動）は違うスポーツ活動に参加したい	11
平日（部活動）と休日（地域活動）は違う文化活動に参加したい	3
平日（部活動）はスポーツ活動、休日（地域活動）は文化活動に参加したい	3
平日（部活動）はスポーツ活動に参加するが、休日（地域活動）には参加しない	18
平日（部活動）は参加せず、休日（地域活動）のスポーツ活動に参加したい	1
平日（部活動）は参加せず、休日（地域活動）の文化活動に参加したい	1
平日（部活動）は文化活動、休日（地域活動）はスポーツ活動に参加したい	1
平日（部活動）は文化活動に参加するが、休日（地域活動）には参加しない	14
(空白)	28



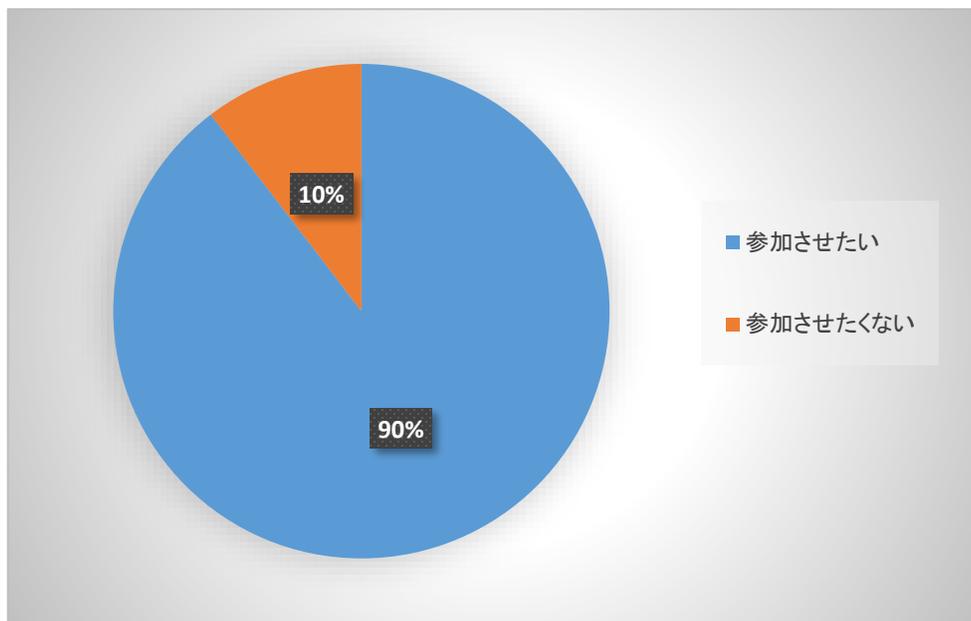
回答があった中学1年生（全生徒数166人）は、138人、83%であった。（ ）内は、回答のあった138人に対する割合。

- ①81人、49%（59%）は、平日（部活動）休日（地域活動）とも同じスポーツ活動への参加を希望している。
- ②18人、11%（13%）は、平日はスポーツに参加するが、休日は参加しないという希望を持っている。
- ③14人、8%（10%）は平日は文化活動に参加するが、休日は参加しないという希望を持っている。

議題③ 児童生徒のニーズ（保護者のアンケート結果から）

小学5・6年保護者

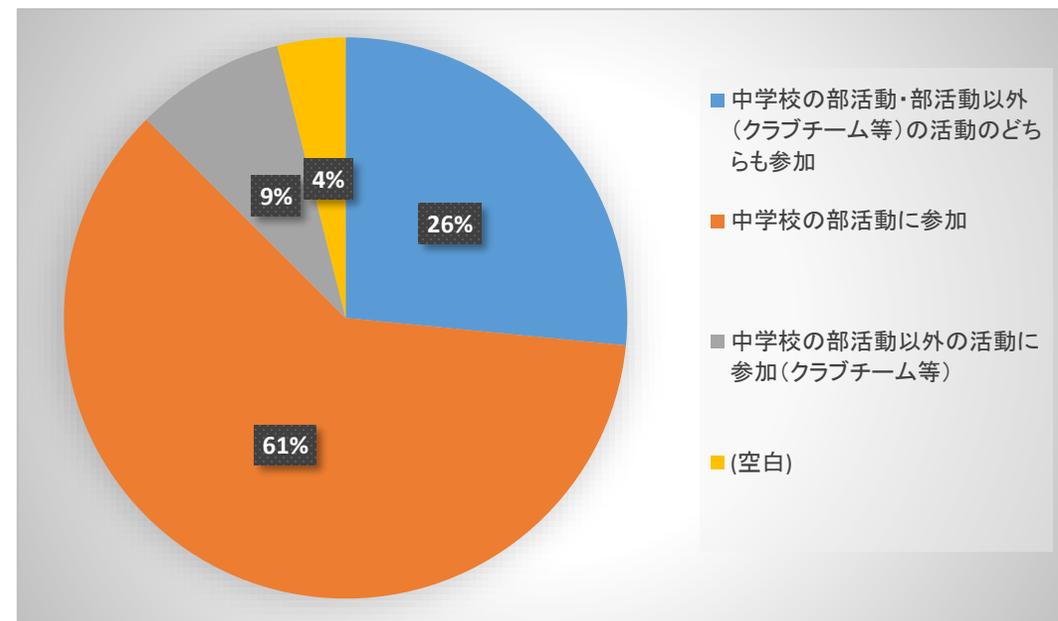
お子さまが中学校入学後、スポーツ(運動部活動含む)・文化活動(文化部活動含む)に参加させたいと考えますか？(書道やピアノ等の習い事は除きます。)	データの個数 / ID
参加させたい	190
参加させたくない	22



小学5・6年生の保護者（212人）の190人、90%は、子どもに中学入学後、スポーツや文化活動に参加させたいと考えている。

中学1年保護者

現在お子さまは、「中学校の部活動」または「部活動以外のクラブチームや外部団体、文化活動(書道やピアノ等の習い事は除く)」のどちらに参加していますか？	データの個数 / ID
中学校の部活動・部活動以外(クラブチーム等)の活動のどちらも参加	34
中学校の部活動に参加	78
中学校の部活動以外の活動に参加(クラブチーム等)	11
(空白)	5



中学入学後、中学1年生の保護者（128人）の78人、61%は、子どもに部活動をさせている。保護者の34人、26%は、子どもに部活動と部活動以外の活動の両方をさせている。

議題③ 児童生徒のニーズ（まとめ）

児童、生徒、保護者とも、中学校での部活動に参加する（参加したい）という希望を持っている者が多い。

しかし、一定数の児童生徒は、中学校以外の活動に参加したい（参加している）という気持ちを持っている。

また、休日の活動については、中学校の部活動以外の活動を希望している児童生徒や、活動に参加したくないと感じている児童生徒が、一定数いる。



中学校の部活動をより一層充実させることが必要である。

休日の部活動以外の活動に、希望する児童生徒が参加できる体制整備を進めることが大事である。（地域クラブ活動の拡充や休日の活動の多様化を図る）

議題④ 令和5年度 モデル実践研究（軟式野球）

1 目的

- ・地域に根ざした中学校部活動を推進し、心身ともに健康な生徒の一助とする。
- ・中学校部活動の地域移行を視野に、合同での部活動を通して、体制整備に向けた課題等を検証する。
- ・教員の働き方改革を視野に入れた部活動を推進する。

（新たな負担にならないようにする。）

2 指導理念

- ・生涯にわたって、スポーツに親しむ態度を育成する。
- ・周囲への感謝や思いやり等、豊かな心を育成する。
- ・全力で物事に向かい、自分自身を成長させようとする態度を育成する。

3 構想

- ・市内及び近隣町村の中学校または合同チームにおいて、希望のある場合は、合同での活動を実践する。
- ・合同での活動の場合は、会場を輪番で使用する。

4 メリット（地域移行までの期間）

- ・教育活動として運営ができる。
- ・専門的な指導を実施することで、生徒だけではなく、顧問教諭のスキルアップに繋がる。
- ・生徒の活動時間を保障しながら、顧問教諭の負担軽減に繋がる。
（輪番での参加）
- ・負担費用が少ない。→地域移行後は、市町村行政及び保護者の負担発生
 - （ア）保護者負担・・・会場への送迎
 - （イ）用具等・・・各校持参
 - （ウ）指導費・・・顧問（特殊業務手当：県費）、部活動指導員（指導費：市費、現在不在）

議題⑤ 都留市の段階的な地域移行の方向性について

(国・県の部活動の地域移行の方向性)

- ・ スポーツ庁・文化庁は、令和5年度から令和7年度の3年間で、「**改革推進期間**」として体制整備を進める。
- ・ 山梨県は、休日の部活動の地域移行を、**まず運動部活動から**進める方針である。
- ・ 国・県は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体として、次の団体を例示している。

(地域スポーツ団体等)

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学。

(地域文化芸術団体等)

文化芸術団体。

(学校関係の組織・団体)

地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立した団体。

議題⑤ 都留市の段階的な地域移行の方向性について

(都留市の部活動の地域移行の課題)

- ・ 都留市では、休日の部活動の地域移行を進める**運営団体の体制整備が、まだ十分ではない。**
- ・ 早急に休日の部活動の地域移行を進めると、**生徒が不利益を受ける可能性がある。**
- ・ **保護者の理解がまだ十分ではなく、**協力を得ることが難しい。**保護者の負担が増えることに対する説明が必要である。**
- ・ **指導者の確保が十分ではない**競技・活動がある。

議題⑤ 都留市の段階的な地域移行の方向性について

(都留市の地域移行の方向性)

- ・ **まず教育委員会が中心**となり、段階的に部活動の地域移行と体制整備を進める。
 - ・ **まず休日の運動部活動から**地域移行に向けた体制整備を進める。その後、可能な限り早期に、文化部活動の地域移行や平日の部活動の地域移行の実現を目指す。
 - ・ 現状では、運営団体・実施主体として、スポーツ協会、文化協会、都留アスリート倶楽部などが考えられる。今のところ、スポーツ協会より、各種団体と連携を図りながら積極的に協力していきたいとの意向があった。
- そこで、本市では、**スポーツ協会を中心**として、体制整備を進める。

議題⑥ 今後の検討課題について

これらの内容を検討していく予定（想定例）
他に検討すべき事項があれば、随時追加していく。

①協議会の設置・運営について

- ・協議会のメンバーをどうするか
- ・生徒のニーズをどのように把握し、反映するか

②運営体制等について

- ・運営主体と運営団体・実施主体をどのようにするか
（市、スポーツ団体、文化芸術団体、総合的地域スポーツクラブ、民間事業者等、学校部活動の地域連携）
- ・生徒が参加する体制、指導者を派遣する体制

③指導者の確保について

- ・指導者の質と量の確保、指導者の育成
- ・人材バンクの構築（県の人材バンクの活用）
- ・教師等の兼職・兼業の仕組み

④活動場所の確保及び管理運営

- ・活動場所の確保（学校施設、社会教育施設など）

⑤大会見直し及び参加要件の確認

- ・参加基準など見直し
- ・大会主催者との連携

⑥保護者負担の軽減

- ・地域クラブ参加料について
- ・地域クラブの施設利用の利用料
- ・送迎面の配慮（保護者送迎、自転車、電車など）

⑦保険・賠償制度について

- ・補償内容の検討
- ・保険加入の推奨

⑧部活動への理解促進

- ・部活動が学校教育の一環として位置付けられていること
- ・部活動の設置・運営は学校判断により実施しないこともあり得ること
- ・部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であり、部活動指導員などの下で行われるものであること
- ・部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われること

⑨例規などの改正について

- ・改正を要する例規の検討